

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※①～④は社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護関連ファイル(申請情報ファイル、保護(変更)決定情報ファイル、保護台帳情報ファイル、世帯員情報ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項、第2項 別表 第23の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項、別表第二第9の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第二十条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項

	2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、第9号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第42項、第43項、第161項、第162項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福岡県福祉労働部 保護・援護課
②所属長の役職名	保護・援護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福岡県福祉労働部保護・援護課保護医療係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3295
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムに個人番号を入力する際には、ダブルチェックを実施することで誤入力の未然防止に努めていることから、人的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのログインが可能な職員は、USBキーとID及びパスワードにより限定しており、ログイン可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、ログイン権限の適切な管理に努めている。 また、当該システムにおいて、個人番号を確認出来る職員を管理職以上に限定していることから、権限のない者によって不正に使用されることへのリスクは「十分である」と考えられる。	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	法令上の根拠	別表第二9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94,104,106,108 116,120の項	別表第二9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94,104,106,108, 116, 120の項	事前	
平成28年12月27日	法令上の根拠	(1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号イ・第2号イ・第3号イ、第11条第1号、第12条第1号ヘ・第2号イ・第3号ホ・第4号、第17条第1号、第19条第1号チ・第2号から第5号まで、第20条第4号から第7号まで・第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号から第5号まで・第7号・第9号・第10号、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号チ・第2号から第5号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第52条、第53条第1号ハ・第2号ハ・第3号ハ、第55条第1号イ・第2号イ・第3号イ・第4号イ	(1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号ハ・第2号イ・第3号ロ、第11条第1号ハ・第2号ロ・第3号、第12条第1号リ・第2号ハ・第3号リ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又・第2号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで・第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号・第4号・第5号・第8号・第10号・第11号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ハ・第2号ハ・第3号ハ、第55条第1号ヘ・第2号ハ・第4号ヘ・第5号ハ、第59条の3第1号イ・第2号イ	事前	
平成30年1月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	○番号法第9条第1項 別表第一の15の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ○番号法第9条第2項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項、別表第二第8の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第十七条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保護・援護課長 小野 博史	保護・援護課長 前田 忠秋	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ る情報連携	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・第2号イ、第9条第1号ハ・第2号イ・第3号ロ、第11条第1号ハ・第2号ロ・第3号、第12条第1号リ・第2号ハ・第3号リ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで・第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号・第4号・第5号・第8号・第10号・第11号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ハ・第2号ハ・第3号ハ、第55条第1号ヘ・第2号ハ・第4号ヘ・第5号ハ、第59条の3第1号イ・第2号イ (2)情報照会を行う根拠 法第19条第1号から第5号まで	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号リ・第2号ト・第3号ハ・第4号リ・第6号ト・第8号ヌ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで・第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ニ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ハ・第10号ホ、第59条の2第1号リ、第59条の3第1号イ・第2号イ (2)情報照会を行う根拠 法第19条第1号から第6号まで	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成29年12月11日時点	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成29年12月11日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 5 就労自立給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 5 就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第二 (1)情報提供を行う根拠 別表第二9, 10, 14, 16, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項	1 番号法第19条第7号及び別表第二 (1)情報提供を行う根拠 別表第二9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号リ・第2号ト・第3号ハ・第4号リ・第6号ト・第8号ヌ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで・第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ニ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第59条の2第1号リ、第59条の3第1号イ・第2号イ	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号リ・第2号ト・第3号ハ・第4号リ・第6号ト・第8号ヌ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号から第7号まで・第9号ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ニ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第59条の2第1号リ、第59条の3第1号イ・第2号イ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(以下を追記) 3 番号法第19条第8号	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	保護・援護課長 前田 忠秋	保護・援護課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月11日時点	平成31年2月20日時点	事後	
平成31年3月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月11日時点	平成31年2月20日時点	事後	
平成31年3月26日	IV リスク対策			事後	新様式への変更
令和2年2月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第二 (1)情報提供を行う根拠 別表第二9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の 項	1 番号法第19条第7号及び別表第二 (1)情報提供を行う根拠 別表第二9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・ 第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・ 第4号イ、第12条第1号リ・第2号ト・第3号ハ・ 第4号リ・第6号ト・第8号ヌ、第14条第3号イ、 第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第 6号まで、第20条第4号から第7号まで・第9号 ロ・第10号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・ 第7号から第9号まで、第22条第2号から第6 号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第1 号、第24条第1号、第26条の4第1号、第27 条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号 まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・ 第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39 条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号ま で、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・ 第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号 イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号 イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号 イ、第18号イ、第19号イ、第20号、第21号、 第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号 ニ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号 ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、 第59条の2第1号リ、第59条の3第1号イ・第2 号イ	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・ 第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・ 第4号イ、第12条第1号ヌ・第2号チ・第3号ハ・ 第4号リ・第6号チ・第8号ヌ、第13条第2号イ、 第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1 号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号・第 5号・第7号・第8号・第10号ロ・第11号、第21 条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号ま で、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10 号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第 25条8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号 イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第 7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号 イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1 号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第 47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号 イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10 号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14 号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18 号イ、第19号イ、第20号イ、第21号イ、第22 号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ホ・第 2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第 7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第59 条の2第1号リ、第59条の3第1号イ・第2号イ	事後	
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月20日時点	令和2年2月14日時点	事後	
令和2年2月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月20日時点	令和2年2月14日時点	事後	
令和3年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金、保護に要する費用の返還又は徴 収金の徴収に関する事務	【事務の概要】 生活保護法による保護の決定及び実施、就労 自立給付金、進学準備給付金の支給、保護に 要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する 事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号ヌ・第2号チ・第3号ハ・第4号リ・第6号チ・第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号・第5号・第7号・第8号・第10号ロ・第11号、第21条第1号ハ・第4号・第5号・第7号から第9号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号イ、第21号イ、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第59条の2第1号リ、第59条の3第1号イ・第2号イ	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号ヌ・第2号チ・第3号ハ・第4号リ・第6号チ・第8号ヌ、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第4号・第5号・第7号・第8号・第10号ロ・第11号、第21条第1号ハ・第5号・第6号・第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号イ、第21号イ、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第59条の2の2第1号リ、第2号から第5号まで、第6号リ、第7号から第11号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ	事後	
令和3年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月14日時点	令和3年1月22日時点	事後	
令和3年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月14日時点	令和3年1月22日時点	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項、別表第二第8の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第十七条	○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項、別表第二第9の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第二十条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び別表第二 (1)情報提供を行う根拠 別表第二9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項	1 番号法第19条第8号及び別表第二 (1)情報提供を行う根拠 別表第二9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ニ・第3号ロ・第4号ニ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号又・第2号チ・第3号ハ・第4号リ・第6号チ・第8号又、第13条第2号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又・第2号から第6号まで、第20条第4号・第5号・第7号・第8号・第10号ロ・第11号、第21条第1号ハ・第5号・第6号・第8号から第10号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条8号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又・第2号から第6号まで、第47条第1項第2号イ・第3号イ・第4号イ・第5号イ・第6号イ・第7号イ・第8号イ・第9号イ・第10号イ・第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ、第18号イ、第19号イ、第20号イ、第21号イ、第22号イ、第23号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第59条の2の2第1号リ、第2号から第5号まで、第6号リ、第7号から第11号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ (2)情報照会を行う根拠 法第19条第1号から第6号まで	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ホ・第3号ロ・第4号ヘ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号又・第2号チ・第3号ハ・第4号リ・第6号チ・第8号又、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号又・第2号から第6号まで、第20条第9号・第11号・第14号・第17号・第21号ロ・第22号、第21条第2号ハ・第10号・第11号・第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号又・第2号から第6号まで、第47条第12号イ・第13号イ・第14号イ・第16号イ・第26号イ・第27号イ・第28号イ・第31号イ・第32号イ・第33号イ、第34号イ、第35号イ、第36号イ、第37号イ、第38号イ、第39号イ、第40号イ、第41号イ、第44号イ、第45号イ、第46号イ、第47号イ、第48号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第58条第1号イ・第2号イ、第59条の2の2第1号リ、第2号から第5号まで、第7号リ、第8号から第12号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ (2)情報照会を行う根拠 法第19条第1号から第7号まで	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	3 番号法第19条第8号	3 番号法第19条第9号	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月22日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月22日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和5年2月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護電算システム	生活保護システム	事後	
令和5年2月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年2月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年2月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 (以下を追記) 8 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務	事後	
令和6年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 (以下を追記) ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※①～④は社会保険診療報酬支払基金に委託して行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ホ・第3号ロ・第4号ヘ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号ヌ・第2号チ・第3号ハ・第4号リ・第6号チ・第8号ヌ、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第9号・第11号・第14号・第17号・第21号ロ・第22号、第21条第2号ハ・第10号・第11号・第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ハ・第2号から第5号まで・第7号から第9号まで、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第12号イ・第13号イ・第14号イ・第16号イ・第26号イ・第27号イ・第28号イ・第31号イ・第32号イ・第33号イ、第34号イ、第35号イ、第36号イ、第37号イ、第38号イ、第39号イ、第40号イ、第41号イ、第44号イ、第45号イ、第46号イ、第47号イ、第48号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号リ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第58条第1号イ・第2号イ、第59条の2の2第1号リ、第2号から第5号まで、第7号リ、第8号から第12号まで、第59条の3第1号イ・第2号イ	2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ホ・第3号ロ・第4号ヘ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号ル・第2号リ・第3号ハ・第4号ヌ・第6号リ・第8号ル、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第9号・第11号・第14号・第17号・第21号ロ・第22号、第21条第2号ニ・第10号・第11号・第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ヌ、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第12号イ・第13号イ・第14号イ・第16号イ・第26号イ・第27号イ・第29号イ・第31号イ・第32号イ・第33号イ、第34号イ、第35号イ、第36号イ、第37号イ、第38号イ、第39号イ、第40号イ、第41号イ、第44号イ、第45号イ、第46号イ、第47号イ、第48号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号ヌ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第58条第1号イ・第2号イ、第59条の2の2第1号リ、第7号リ、第59条の3第1号イ・第2号イ	事後	
令和6年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日時点	令和6年1月31日時点	事後	
令和6年3月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月31日時点	令和6年1月31日時点	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 第15の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第15条 ○番号法第9条第2項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項、別表第二第9の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第二十条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第1項、第2項 別表 第23の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第15条 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第2項、別表第二第9の項 ○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第二十条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第二 (1)情報提供を行う根拠 別表第二9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 (2)情報照会を行う根拠 別表第二26の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報提供を行う根拠 第8条第1号イ・ロ・第2号イ、第9条第1号ホ・第3号ロ・第4号ヘ、第11条第1号ニ・第2号ロ・第4号イ、第12条第1号ル・第2号リ・第3号ハ・第4号ヌ・第6号リ・第8号ル、第13条第3号イ、第14条第3号イ、第17条第1号、第19条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第20条第9号・第11号・第14号・第17号・第21号ロ・第22号、第21条第2号ニ・第10号・第11号・第13号から第15号まで、第22条第2号から第6号まで・第8号・第10号・第11号、第23条第2号イ、第24条第1号、第25条第10号ロ、第26条の4第1号、第27条第3号イ、第28条第1号ヌ、第32条第1号イ・第2号イ、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号ヌ・第2号から第6号まで、第47条第12号イ・第13号イ・第14号イ・第16号イ・第26号イ・第27号イ・第29号イ・第31号イ・第32号イ・第33号イ、第34号イ、第35号イ、第36号イ、第37号イ、第38号イ、第39号イ、第40号イ、第41号イ、第44号イ、第45号イ、第46号イ、第47号イ、第448号イ、第52条、第53条第1号ホ・第2号ニ・第3号ハ、第55条第1号ヌ・第6号ヘ・第7号ハ・第9号ホ・第10号ハ・第11号ホ、第58条第1号イ・第2号イ、第59条の2の2第1号リ、第7号リ、第59条の3第1号イ・第2号イ (2)情報照会を行う根拠 法第19条第1号から第7号まで 3 番号法第19条第9号	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、第9号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第42項、第43項、第161項、第162項	事後	
令和7年3月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	
令和7年3月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	—	十分である 生活保護システムに個人番号を入力する際には、ダブルチェックを実施することで誤入力の未然防止に努めていることから、人的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年3月17日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 生活保護システムへのログインが可能な職員は、USBキーとID及びパスワードにより限定しており、ログイン可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、ログイン権限の適切な管理に努めている。 また、当該システムにおいて、個人番号を確認出来る職員を管理職以上に限定していることから、権限のない者によって不正に使用されることへのリスクは「十分である」と考えられる。	事後	